

建築物のライフサイクルカーボンの削減 に向けた取組の推進に係る基本構想

2025 年 4 月

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議

目次

1. 建築物 LCA の意義・目的等.....	1
(1) 建築物 LCA の意義・目的・基本構想の役割.....	1
(2) 政府計画における位置付け.....	3
2. 目指すべき社会像とアプローチ.....	5
(1) 目指すべき社会像.....	5
(2) アプローチ（全体方針）.....	6
(3) 進め方.....	7
3. 建築物 LCA に係る制度の構築に向けた取組等.....	8
(1) 建築物 LCA に係る制度の構築に向けた取組.....	8
(2) 建築物 LCA に用いる原単位の整備に向けた取組.....	9
(3) 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組.....	10
4. 留意が必要な事項.....	11
(1) 制度構築に向けて留意が必要な事項.....	11
(2) その他の留意事項.....	12

1. 建築物 LCA の意義・目的等

(1) 建築物 LCA の意義・目的・基本構想の役割

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまで、サプライチェーン上に位置する様々な事業者がそれぞれ、省エネルギーや非化石エネルギー転換、リサイクル等の脱炭素化の取組を強化することが重要である。

そのためには、川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業の脱炭素化の取組を可視化し、部素材等の脱炭素化の価値が市場で評価される環境を整備することで、サプライチェーン全体の脱炭素化を推進することが必要である。また、その際には、我が国産業の国際競争力強化につながる取組とすることも重要である。

建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた CO₂ 排出量 (CO₂ 換算した HFC (代替フロン) の排出量を含む。以下「ライフサイクルカーボン」という。) は、我が国の CO₂ 排出量の約 4 割を占めると推定され、建築物分野の脱炭素化は重要である。これまで、我が国では、2025 年 4 月に原則全ての新築住宅・建築物に対して省エネ基準への適合を義務付けるなど、建築物使用時の CO₂ 排出量 (以下「オペレーショナルカーボン」という。) の削減につながる省エネ施策を推進してきた。

しかし、近年の建築物のライフサイクルカーボンに占めるオペレーショナルカーボンの割合は 5 割程度¹とのケーススタディもあり、今後、更なるオペレーショナルカーボンの削減が見込まれる中で、建築物の一層の脱炭素化を図るためには、ライフサイクルカーボンの中でも建材・設備の製造、建築物の建設、改修・維持保全、解体等における CO₂ 排出量の削減に取り組むことが必要である。

こうした建築物のライフサイクルカーボンの削減については、EU においては、2024 年 4 月に改正された建築物のエネルギー性能指令²により、加盟国は、2028 年から 1,000 m²超の新築建築物のライフサイクルカーボンの算定・公表を義務付けなければならないこととされており、一部の国においては、建築物のライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制が既に導入されるなど、国際的にも取組が進められている。

¹ Net-Zero buildings: Where do we stand? (WBCSD, 2021)

² Energy Performance of Buildings Directive (EU/2024/1275)

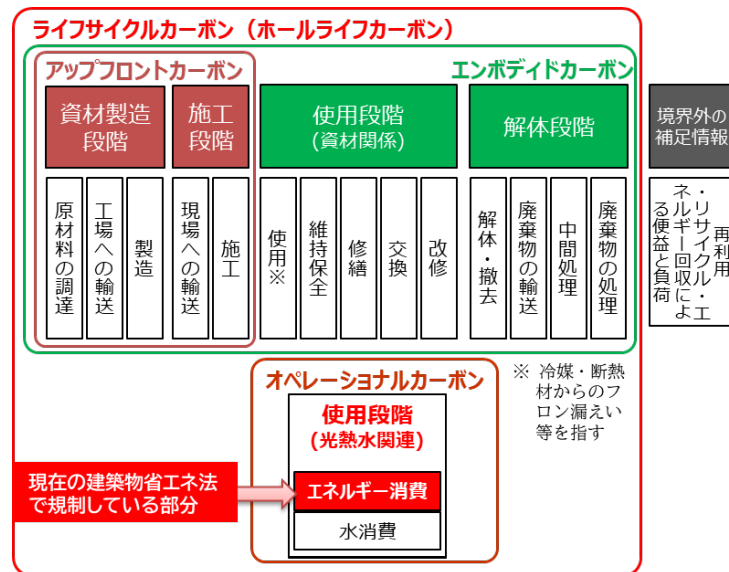


図1 ライフサイクルカーボンの構成

建築物のライフサイクルカーボンを削減するためには、建築物のライフサイクルアセスメント（建築物のライフサイクル全体における CO₂ を含む環境負荷を算定・評価すること。以下「建築物 LCA」という。）を通じて、建築主、設計者や施工者などの建築物の生産に直接関わる主体（以下「建築生産者」という。）がライフサイクルカーボンを把握し、それぞれが脱炭素化の取組を進めることが必要である。

また、建築物のライフサイクルカーボンの削減は、建材・設備、それらの素材や原材料の製造等における脱炭素化の取組や解体段階における建材等のリサイクルなどの取組が反映された結果でもある。こうした建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体（以下「建材製造等事業者」という。）の脱炭素化の取組が可視化され、市場で適切に評価されることで、カーボンニュートラル実現の大きな推進力となるよう、建築物 LCA を活用していくことが必要である。

くわえて、建築物のライフサイクルカーボンは、現在検討が進んでいる有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示制度において開示が予定される Scope3 情報と密接に関連するとともに、可視化されることにより投資家・金融機関や建築物利用者が活用する情報となる。

このように、建築物のライフサイクルカーボンの削減を図るためには建築生産者だけでなく、建材製造等事業者や投資家・金融機関、建築物利用者など多種多様な主体が連携し、横断的に建築物 LCA の取組を進めることが重要である。また、こうした取組が我が国産業の国際競争力強化につながるものとすることが重要である。

政府においては、建築物 LCA を通じたライフサイクルカーボンの削減に向けた分野

横断的な施策を講ずるため、令和 6 年 11 月に「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」を新たに開催することとした。今般、同連絡会議において、「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」を策定し、建築物 LCA に係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示すこととした。今後、関係省庁においては、この基本構想を基に、関係する分野と連携を図りながら、それぞれの所管分野における取組を進めることとする。

（２）政府計画における位置付け

建築物のライフサイクルカーボンの削減については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）、「GX2040 ビジョン」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、それぞれ以下のように位置付けられている。

● 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

（２）GX・エネルギー安全保障

（略）

地域・暮らしについては、2025 年度までに 100 か所以上の脱炭素先行地域を選定し、先進的な取組を横展開することにより、地域経済の活性化につなげる。国民のライフスタイルを転換する「デコ活」や 3 R を推進する。まちづくり GX を含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物⁵²に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。

（略）

脚注 52 建設から解体までのライフサイクル全体で、CO2 排出削減を促進するための取組。

● 「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抄）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 2 節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（１）目標達成のための分野横断的な施策

（e）住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減

○住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減

建築物に用いる建材・設備の GX 価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、関係省庁の緊密な連携の下、使用時だけでなく、建設か

ら解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出される CO₂等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築する。

また、主に業務用エアコンの冷媒として使用されている代替フロン（HFCs）についても、機器が稼働している最中の冷媒漏えい及び機器が古くなって廃棄される際の冷媒の回収漏れによる大気放出を防止する取組を進める。

(2) その他の関連する分野横断的な施策

(g) GX 市場創造

○住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減（再掲）

● 「GX2040 ビジョン」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抄）

2. GX 産業構造

(2) 実現に向けたカギとなる取組

4) GX 産業につながる市場創造

③ GX 製品・サービスの積極調達

イ) 民間企業の調達促進

（略）また、建築物に用いる建材・設備の GX 価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、関係省庁の緊密な連携の下、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出される CO₂ 等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築する。

● 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抄）

第四 措置の内容

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

エ HFC を使用しない断熱材の利用を促進する。

オ 業務用エアコンの冷媒に用いられている HFC について、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時に HFC を適切に回収する。

カ 建設廃棄物の抑制を図る。

キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

2. 目指すべき社会像とアプローチ

(1) 目指すべき社会像

建築生産者において建築物 LCA が一般的に実施され、建材製造等事業者を含む脱炭素化の取組の結果である建築物のライフサイクルカーボンが可視化され、投資家・金融機関や建築物利用者によって当該建築物の価値として評価されることで、脱炭素化に取り組んだ建材・設備や建築物への需要が拡大し、建築生産者や建材製造等事業者の更なる脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す。

こうした好循環を生み出すため、建材・設備に係る原単位が整備され、また、建築物 LCA が統一した手法で行われ、その結果が可視化されることを前提に、各主体において建築物 LCA を活用した以下のような取組が行われる社会を目指す。

● 建築生産者

<設計段階>

設計者は、予算、機能、デザインや安全性確保といった設計における考慮要素の一つとしてライフサイクルカーボンを捉え、設計時に建築物 LCA を行うことにより最適な設計³を検討する。また、建築主にライフサイクルカーボンを含めた建築計画の選択肢を示すとともに、施工・調達・使用段階も含めたライフサイクルカーボンの削減方針を整理する。

建築主は、設計者から示された設計時の建築物 LCA の結果やライフサイクルカーボンの削減方針を参照して、施工者を選定し発注するとともに、施工者に対し、自ら又は設計者を通じて建材・設備の調達に関する考慮等ライフサイクルカーボンの削減方針を伝達する。

<施工段階>

施工者は、設計者や建築主から伝達されたライフサイクルカーボンの削減方針を基に、脱炭素化に取り組んだ建材・設備の調達に努めるとともに、施工現場における脱炭素化の取組を進め、建築主の求めに応じて^{しゅん}竣工時の建築物 LCA の結果を提供する。

建築主は、施工者に対して^{しゅん}竣工時の建築物 LCA の実施を求め、その結果を公表・表示する。なお、^{しゅん}竣工時における建築物 LCA の結果の公表・表示の内容には、当該建築物に採用した建材・設備の脱炭素化の取組を含むものとする。

³ 計画・設計時におけるライフサイクルカーボン削減を図るための主な手法は、以下のような取組が想定される。

- ・GX の推進により脱炭素化に取り組んだ建材等の活用、既存躯体の活用、プランニング上の工夫等
- ・改修・解体が容易な仕様の検討・採用
- ・アップフロントカーボンとオペレーショナルカーボンの最適バランスの考慮

● 建材製造等事業者

建材・設備製造事業者は GX の推進や省エネルギー・非化石エネルギー転換に取り組むことによる脱炭素化に取り組んだ建材・設備の開発・製造を進めるとともに、建築生産者による選択が可能となるよう、それらの製造に当たっての CO2 排出量等を原単位として整備し公開する。

また、リサイクル事業者等においては、建築物に使用された資材の再利用手法や解体・廃棄における低炭素化手法の開発を進め建築生産者による選択が可能となるよう情報を公開する。

● 建築物 LCA 結果の可視化

建築物 LCA の結果が可視化されることで、建築主や建築物利用者である事業者に対する投資家・金融機関における投融資判断や建築物を利用しようとする者の物件選定の判断材料として活用される。また、現在検討中の、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示（Scope3）にも活用される。

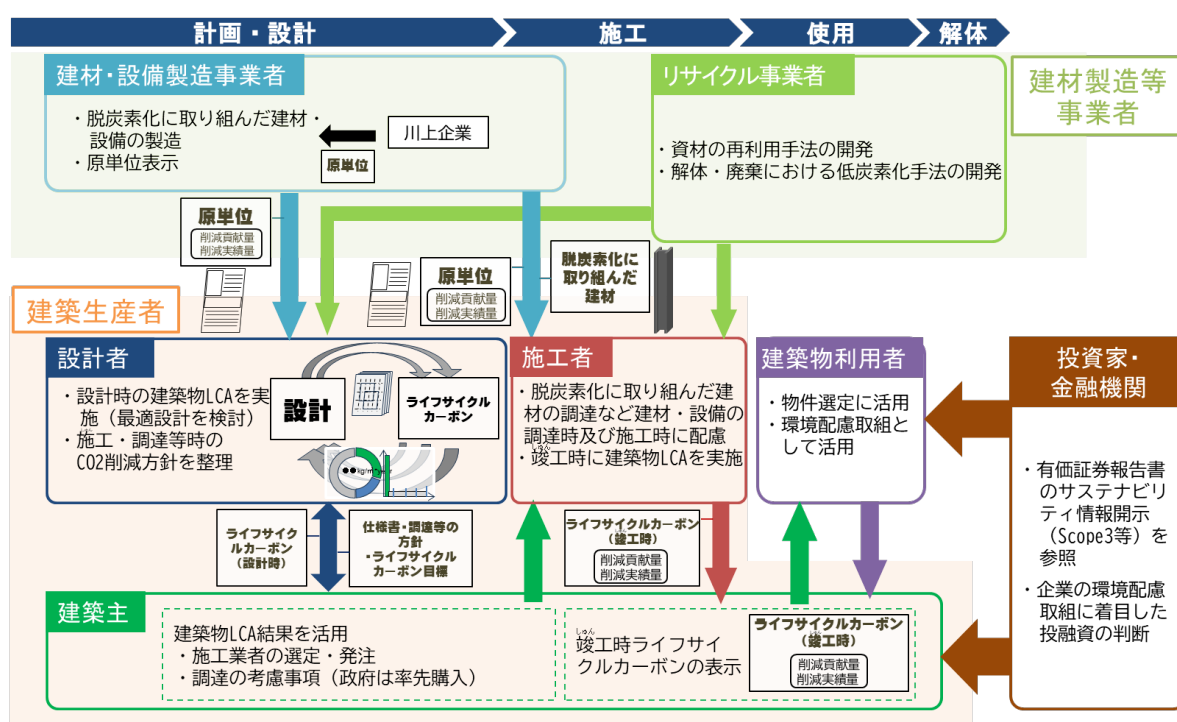


図2 建築物 LCA を活用した各主体による脱炭素化の取組

（2）アプローチ（全体方針）

我が国における GX の推進とともに建築物の脱炭素化を図る観点から、建築物 LCA の実施の必要性は高く、建築生産者や建材製造等事業者など建築生産に関わる主体が広く取り組むことが望まれる。

これらの建築生産に関わる主体は多岐にわたるが、現状において、建築物 LCA の取組は、建築生産者のうち大手事業者を中心とした限定的なものとなっている。また、建築物 LCA に活用される建材・設備も多岐にわたるが、その原単位の整備はまだ緒に就いたばかりである。

建築物 LCA に係る制度の構築に当たっては、先に示した目指すべき社会像を見据えながら、このような建築物 LCA に係る各主体の取組状況、原単位の整備状況、市場の受容性を踏まえて、円滑に制度が導入でき、実効性が確保できるよう、段階的に構築する。

具体的には、まず、建築生産者の建築物 LCA の実施を促し、その結果を可視化することにより脱炭素取組が評価される生産プロセス・市場の構築を図るとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減を促進する。また、建材・設備製造事業者の脱炭素化の取組が可視化できるよう建材・設備の原単位の整備を促進する。その際、ライフサイクルカーボンの削減効果が大きい主要な建材・設備の原単位を優先して整備する。

(3) 進め方

上述のアプローチ（全体方針）に従い、以下のような進め方を基本として、建築物 LCA の制度の対象や原単位の整備の検討を進めることとする。

● 建築物 LCA に係る制度の対象

建築物 LCA に係る制度の対象とする建築物は、ライフサイクルカーボンの大きさや金融・不動産市場のニーズ、建築生産者における建築物 LCA の普及状況等を踏まえ、一定の規模・用途等に絞って制度を開始し、その後、対象の拡大を検討することとする。

また、建築物 LCA の算定の対象とする段階は、当初からライフサイクルカーボン全体を対象を開始することや、当面の導入のしやすさを考慮し、建材・設備の製造段階を含む建設時の CO₂ 排出量であるアップフロントカーボンから開始することが考えられ、今後早急に検討することとする。

● 原単位の整備等

現在のところ、全ての建材・設備を網羅し、建築物 LCA に活用できる原単位としては、日本建築学会が産業連関表ベース（統計ベース）で構築した LCA データベースの原単位が存在しているが、建材・設備製造事業者が個々に取り組んでいる GX の推進、省エネルギー・非化石エネルギー転換等の取組が把握できず評価ができない、原単位の詳細度が不足している等の課題がある。今後は、カーボンフットプリ

ント（以下「CFP」という。）や EPD⁴といったいわゆる積み上げ型の原単位の整備を推進していくこととしているが、現状整備されているものは限定的である。

こうした状況を踏まえ、当面は、建築物 LCA に使用する原単位として、各建材・設備製造事業者やその団体等が整備する CFP（第三者認証等なし、自己宣言）、CFP（第三者認証等あり）及び EPD を併用することとする。こうした個々の事業者等の原単位が整備されていない場合は、産業連関表ベース（統計ベース）の原単位を使用することとする。

将来的に、原単位として産業連関表ベース（統計ベース）や、CFP（第三者認証等なし、自己宣言）を継続使用するか否かについては、原単位整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されるか等を踏まえ、判断することとする。

また、建築物に係る様々な環境情報に対するニーズの高まりに対応する観点からは、多くの環境負荷情報を内包する EPD の整備を促進することが望ましいと考えられるものの、将来的に EPD をどこまで求めるかについては、建築分野以外も含めた国内外における EPD の活用状況、我が国の認証機関の状況など日本の取組の進展等を踏まえて検討を行う。

3. 建築物 LCA に係る制度の構築に向けた取組等

建築物 LCA は、2050 年カーボンニュートラルに向けて可能な限り早急に取組を推進していく必要がある一方で、建築生産者や建材製造等事業者の準備に要する期間を考慮し、2028 年度を目途に建築物 LCA の実施を促す制度の開始を目指すこととし、関係省庁は連携して以下の取組を行うこととする。

（１）建築物 LCA に係る制度の構築に向けた取組

● 建築物 LCA の実施を促す措置の検討

建築物 LCA の実施を促す制度の内容や導入スケジュールの検討を早急に開始する。検討に当たっては、EU の一部の国で行われているような取組への将来的な移行も視野に入れつつ、建築生産者における建築物 LCA の実施状況、原単位整備の状況・見込み、海外の取組状況や有価証券報告書のサステナビリティ情報開示の検討状況を十分に考慮する。

主な担当省庁 ⁵	経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度上半期

⁴ Environmental Product Declaration: 製品・サービスのライフサイクル全体の環境情報を定量的に評価する仕組み。GHG 排出量も評価対象となっている。

⁵ 本項目に記載のない省庁においても積極的な検討を行うこととする。

● 建築物 LCA 算定方法の統一化

建築物 LCA について、国際的な動向も見据えつつ、我が国の設計・施工等の実情も踏まえた統一的な算定方法を構築する。この際、木材利用による炭素貯蔵量の評価の在り方、削減実績量や削減貢献量といった GX 価値を有する建材・設備の評価の在り方も含めて検討する。

主な担当省庁	林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2026 年度（その後、断続的に検討・精緻化）

● 建築物 LCA の支援制度の検討・実施

2028 年度の制度構築を前提に、建築物 LCA の実施や建築物の脱炭素化の取組に対する補助制度等による支援を検討・実施する。

主な担当省庁	経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度～

● 建築物 LCA 結果の蓄積及びライフサイクルカーボンの標準的な水準の検討

建築物 LCA 結果の蓄積手法を検討・確立し、データを蓄積するとともに、建築生産者や建材製造等事業者の脱炭素化の取組の参考となるよう、必要なデータを公表する。また、蓄積された結果等を基に、建築物の規模・構造・用途などの属性に応じた標準的なライフサイクルカーボン水準を設定することを検討する。

主な担当省庁	経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2026 年度（蓄積手法の検討・蓄積開始） 2027 年度～（標準的なライフサイクルカーボン水準の検討）

● 建築物 LCA の先行実施

建築物 LCA に係る制度の開始前から国が建設する庁舎等における建築物 LCA を先行的に実施するとともに、一定規模以上のものについて建築物 LCA の実施を原則化することに向け具体の検討を開始し、今後、その結果を、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 20 条第 1 項に基づく政府実行計画にも位置付けていく。

取組の具体化に当たっては、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議の枠組みを活用する。

主な担当省庁	文部科学省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度～

（２）建築物 LCA に用いる原単位の整備に向けた取組

● 整備すべき原単位種別等の特定

CO2 排出量が建築物のライフサイクルカーボンの中の大きな割合を占め、脱炭

素化の取組の効果への影響の大きな建築物の部位及び当該部位で使用される建材・設備（以下「主要建材等」という。）を特定する。

また、主要建材等を含め、CO2 排出量がライフサイクルカーボンの中の一定以上の割合を占める建材・設備について、それぞれの業界等が整備すべき原単位の種別⁶を特定する。

主な担当省庁	林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度上半期

● 原単位整備の促進

上記の取組により特定した主要建材等や、各建材・設備において整備すべき原単位の種別について、建材・設備製造事業者及びその団体へ周知し、原単位の整備を促す。国は、原単位の整備を支援するとともに、支援に当たっては、主要建材等の原単位や特定した原単位の種別の原単位の整備を優先する。制度化までに少なくとも主要建材等における原単位の整備を完了する。

主な担当省庁	林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度～

● 原単位データベースの検討

建材・設備製造事業者が自社の製品の原単位を公開し、または、原単位の策定に当たってより上流の素材に係る原単位を把握できるようにすること及び建築生産者が建築物 LCA に用い、又は、脱炭素化に取り組んだ建材・設備の選定ができるようにすることを目的として、原単位データベースの構築に向けた検討を行う。あわせて、建材・設備の製造段階における CO2 排出量以外の建築物 LCA の実施に必要な情報（更新周期や再利用可能性など）の特定や公開方法等について検討する。

主な担当省庁	経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2025 年度

● 原単位を第三者検証等する体制の整備

建材・設備に係る CFP や EPD の検証のための人材を育成し、検証体制を充実・強化する。

主な担当省庁	国土交通省
検討スケジュール	2025 年度～

（３）建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組

⁶ 特定の製品分野における標準値として活用する業界の平均値や代表値、建材等の平均値、詳細な製品分野における代表値・平均値や個社・個製品の原単位などが想定される。

● 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置の検討

建築生産者や建材製造等事業者の脱炭素化の取組が不動産市場や金融市場において適切に評価され、選択されるよう、建築物 LCA 結果の表示を建築主が行うための措置について検討する。

主な担当省庁	経済産業省、国土交通省
検討スケジュール	2025 年度上半期

● 表示方法の統一化

建築物 LCA の結果が投資家・金融機関や建築物利用者などにとって分かりやすく、また有意に活用できるよう表示方法を統一化する。統一化に当たっては、建材・設備製造事業者による脱炭素化の取組を可視化（削減実績量や削減貢献量といった GX 価値の可視化等）するとともに、当該建築物 LCA の結果の意味、木材等の炭素貯蔵効果など、建築物 LCA の表示において表現すべき事項について検討する。

主な担当省庁	林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省
検討スケジュール	2026 年度～2027 年度

4. 留意が必要な事項

（１）制度構築に向けて留意が必要な事項

GRESB⁷や LEED⁸、CASBEE⁹など不動産事業者や建築物に対する国際的な環境性能評価の枠組みに、日本の建築物 LCA に係る制度が整合していない場合、別途、国際認証等の取得のための建築物 LCA を行う必要が生じる。このため、制度の構築に当たっては、国際的な建築物 LCA の標準を意識する必要がある。

他方、建築物 LCA の制度構築に向けては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けてサプライチェーン全体での脱炭素化の取組が必要であることを踏まえ、サプライチェーンの各構成企業の脱炭素化の取組が国内外で適切に評価され、企業の脱炭素化努力を産業の国際競争力強化につながる取組とすることが必要である。このため、日本の建築物 LCA の手法等を国際標準とするための取組が必要である。

あわせて、大規模な地震が多く発生する我が国では、建築物の基礎や構造部に使用する建材の量が多く、地震の少ない国とのライフサイクルカーボンの単純な比較は適切でないことなど地震等の自然災害への対応の必要性、気候・立地条件、建築文化・

⁷ 2009 年に創立された、不動産及びインフラ投資における国際的な ESG の評価基準を金融市場向けに提供するイニシアティブ。https://www.gresb.com/nl-en/about-us/

⁸ 非営利団体 U.S. Green Building Council が開発・運用している、建築や都市の環境面や経済面の性能を評価し、認証するシステム。https://www.usgbc.org/leed

⁹ 建築環境総合性能評価システム。建築物や街区、都市などに係わる環境性能を様々な視点から総合的に評価するためのツール。https://www.ibecs.or.jp/CASBEE/

慣習や産業構造など我が国固有の実情について広く発信することが必要である。

建材・設備の原単位整備においては、工場等におけるエネルギー使用量や CO2 排出量の測定などが必要となる。一方で、関係諸制度¹⁰において、既にエネルギー使用量や CO2 排出量等の算定・報告を行わせる仕組みがあるため、建材・設備製造事業者にとって二度手間とならないよう、可能な限り既存の関連制度を参照した制度設計とする必要がある。

また、不動産事業者等の二度手間とならないよう、建築物 LCA の結果が、現在検討中の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示制度の Scope3 に活用可能なものとする必要がある。

このほか、建材製造等事業者の脱炭素化の取組の可視化に当たっては、森林クレジットや CCUS¹¹などを通じ環境価値が移転されている場合の重複計上等を防止する観点からトレーサビリティを確保することが必要である。

主な担当省庁 金融庁、経済産業省、国土交通省、環境省

（２）その他の留意事項

国が建設する庁舎等に係るライフサイクルカーボンの削減のため、建築物 LCA による取組のほか、主要建材等について、生産性、安全性、費用対効果等に配慮しつつ脱炭素化に取り組んだ建材の活用を検討する。

主な担当省庁 文部科学省、国土交通省、環境省

¹⁰ 算定・報告・公表制度（地球温暖化対策推進法）、定期報告制度（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号））及び算定漏えい量報告制度（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号））を想定。

¹¹ 二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）の略。火力発電所や工場等からの排気ガスや大気中に含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として鉱物、化学品、燃料の製造などに有効利用し、又は地下の安定した地層の中に貯留する技術。

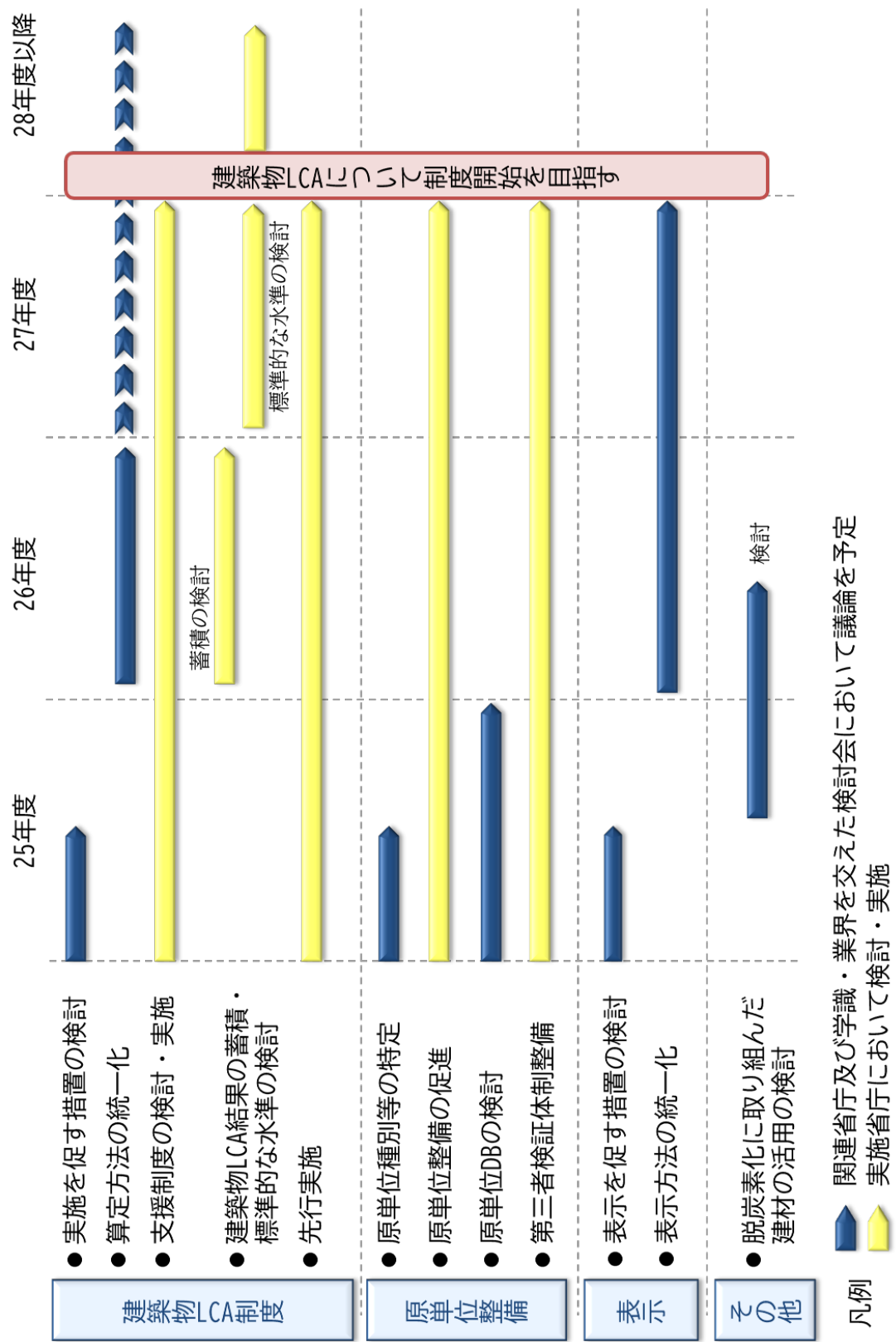


図3 今後の検討/施策のロードマップ